



令和3年9月28日（火） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
感染症対策調整課	—	大野	内線 3912 直通 058-272-1111 FAX 058-278-3536

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく命令について

岐阜県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第32条第1項の規定により政府から新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域とされたことを受け、令和3年8月27日（金）から9月30日（木）までの間、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店事業者に対して、法第45条第2項に基づき、施設の使用停止又は営業時間を5時から20時までとする営業時間の変更を要請してきました。

本日、この要請に応じていただけていない37店舗について、下記のとおり法第45条第3項に基づく命令を行いましたので、お知らせします。

記

- 1 命令の内容 施設の使用停止又は営業時間の変更（営業時間を5時から20時までとする。）
- 2 命令対象店舗 37店舗

店舗所在地	店舗数
岐阜市	20
大垣市	5
関市	1
羽島市	1
各務原市	4
可児市	3
岐南町	1
北方町	2
計：6市2町	37